

射水市告示第298号

差押調書（謄本）等の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、差押調書（謄本）等の送付に代えて公示送達する。

なお、当該書類を財務管理部収納対策課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月6日

射水市長 夏 野 元 志

1 文書名

差押調書（謄本）、配当計算書謄本、充当通知書

2 送達を受けるべき者の名称

名称：有限会社パーク・トヤマ・インターナショナル

〔注意〕

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過した後も上記の書類を受領しないときは、書類の送達があったものとみなされます。